

医療法第25条第1項に基づく立入検査にかかる検査項目の根拠

医療法第25条第1項に基づく立入検査について、医師の働き方改革に関連する検査項目の根拠は以下のとおりです。

【医師の労働時間短縮等に関する指針】（厚生労働省告示第7号（令和4年1月19日））

第3 各関係者が取り組むべき推奨事項等

1(3)ハ 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、**面接指導**（新医療法第108条1項の面接指導をいう。3の(3)のイにおいて同じ。）、**同条第5項（※1）及び第6項（※2）の規定による措置並びに新医療法第123条第1項本文及び第2項後段の規定（※3）による休息時間の確保**（以下「追加的健康確保措置」と総称する。）の履行確保のため、医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査において、医療機関における追加的健康確保措置の実施状況の確認を行い、医療機関に対し必要な助言・指導を行うこと。

- ※1 面接指導実施後、面接指導実施医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに講じる労働時間短縮のための措置
- ※2 時間外・休日労働時間が月155時間超となった医師に対する遅滞のない労働時間短縮のための必要な措置
- ※3 連携B・B・C水準の特定対象医師に対する義務となる休息・代償休息の確保

【医師の働き方改革の推進に関する検討会 中間とりまとめ】（令和2年12月22日）

第1 医師の時間外労働の上限規制に関して、医事法制・医療政策における措置を要する事項

2 追加的健康確保措置の義務化及び履行確保に係る枠組み

(2) 履行確保の枠組み

医事法制・医療政策における義務等であることから、都道府県が追加的健康確保措置の実施を確認することとなるが、その際、医療法第25条第1項に規定する立入検査の中で確認することとする。立入検査は、全医療機関に対して原則毎年1回実施されており、最低年1回、各医療機関において時間外労働時間に応じた面接指導、連続勤務時間制限、勤務時間インターバル等の追加的健康確保措置が適切に実施されているかを確認し、必要に応じて指導、改善命令を行うこととする。

(3) 改善に向けた取組

また、都道府県が医療法第25条第1項の立入検査の中で**労働関係法令違反につながるおそれのある状況を発見する場合**も考えられる。その場合、まず、**医療勤務環境改善支援センターと連携して支援**を行い、それでも改善が見込まれない場合には、**都道府県労働局へ情報提供を行う**。

参考：関連資料

〈いきいき働く医療機関サポートWeb（いきサポ）〉

- ・医療法第25条第1項に基づく立入検査について
- ・医師の勤務時間インターバルと代償休息に関する取組のポイント
- ・長時間労働医師への面接指導の実施に向けて

<https://iryoku-kinmukankyou.mhlw.go.jp/information/explanation>

〈面接指導実施医師養成ナビ〉

- ・面接指導実施医師養成講習会

<https://ishimensetsu.mhlw.go.jp/>



ホームページでも情報公開中

右の二次元コードを読み取ってください。
<https://aichi-medsc.or.jp>



お問い合わせ

愛知県・愛知労働局 委託事業
愛知県医療勤務環境改善支援センター
(受託：公益社団法人愛知県医師会)

〒460-0008 名古屋市中区栄4丁目3-26 昭和ビル6階
TEL 052-212-5766 FAX 052-212-5767
E-mail info@aichi-medsc.or.jp



いきサポ愛知

第38号

2024.JUL

発行/愛知県医療勤務環境改善支援センター
(受託：公益社団法人愛知県医師会)

医療法第25条第1項に基づく立入検査

医師の働き方改革関係の医療法の施行に伴い、令和6年度以降、医療法第25条第1項に基づく立入検査において全医療機関を対象に医師の時間外・休日労働時間に応じた、適切な追加的健康確保措置の履行について、確認することとなります。

面接指導及び勤務時間インターバル・代償休息のルールが未履行であることを確認された場合には、改善に向けた取組が重要です。立入検査を実施する機関より、改善に向けて、医療勤務環境改善支援センターに支援を依頼するよう医療機関に指導する場合があります。**その際には、愛知県医療勤務環境改善支援センターにご相談ください。**

立入検査項目

新たに確認が必要な項目

項目	概要	対象
1. 面接指導の実施 (法第108条第1項)	時間外・休日労働が月100時間以上となることが見込まれる医師（面接指導対象医師）に対して、医療法上の面接指導が実施されていることを確認。	全医療機関
2. 就業上の措置 (時間外・休日労働月100時間以上見込み) (法第108条第5項)	面接指導対象医師に対する面接指導実施後、必要に応じて、労働時間の短縮、宿直の回数の減少その他の適切な措置（就業上の措置）を講じていることを確認。	
3. 就業上の措置 (時間外・休日労働月155時間超) (法第108条第6項)	時間外・休日労働が月155時間超となった医師について、労働時間の短縮のために必要な措置を講じていることを確認。	
4. 勤務時間インターバル・代償休息 (法第123条第1項及び第2項)	特定労務管理対象機関に勤務する特例水準の業務に従事する医師（特定対象医師）に対し、勤務時間インターバルや代償休息が確保されていることを確認。	特定労務管理対象機関

立入検査にあたって提示が求められる資料の一覧

医師の働き方改革関連の検査項目について、提示が求められる資料の一覧は以下のとおりですが、立入検査を実施する機関によって、提示を求める資料が異なる場合がありますので、その場合は、立入検査を実施する機関の指示に基づき対応して下さい。

項目	提示資料	対象
1. 面接指導の実施（法第108条第1項）	・直近1年間における月別の時間外・休日労働時間数が100時間以上となった医師の一覧 ・長時間労働医師面接指導結果及び意見書 ・面接指導実施医師養成講習会の修了証書	全医療機関
2. 就業上の措置 (時間外・休日労働月100時間以上見込み) (法第108条第5項)	・直近1年間における月別の時間外・休日労働時間数が100時間以上となった医師の一覧 ・措置の要否や措置の内容について記載された記録	
3. 就業上の措置 (時間外・休日労働月155時間超) (法第108条第6項)	・直近1年間における月別の時間外・休日労働時間数が155時間超となった医師の一覧 ・労働時間短縮のための必要な措置の内容について記載された記録	
4. 勤務時間インターバル・代償休息 (法第123条第1項及び第2項)	・特定対象医師の名簿 ・直近1年間のうち任意の1ヶ月分の勤務予定及び勤務時間の実績等の勤務状況が分かる資料	特定労務管理対象機関

※特定労務管理対象機関：都道府県知事が、病院又は診療所であって、医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務があると認められるものを、指定した特定地域医療提供機関、連携型特定地域医療提供機関、技能向上集中研修機関及び特定高度技能研修機関の総称。

医療法第25条第1項に基づく立入検査

1 面接指導の実施

面接指導対象医師のリストアップのイメージは以下のとおり。

一覧のイメージ

面接指導対象医師をリストアップ

医療機関は、「直近1年間における月別の時間外・休日労働時間が100時間以上となった医師の一覧」を提示する。

当該面接指導対象医師に対し、面接指導が実施されていることを確認する。

- 医療機関に提示を求め一覧は、「年月」、「氏名」、「時間外・休日労働時間数」が記載された資料の提示。
- 対象となる医師は医業（診療）に従事する医師のみ。（産業医、健診センター・血液センター等の診療を直接の目的とする業務を行わない医師は除く。なお、診療に従事する医師であれば、管理監督者も対象となる。）

補足・留意事項等

- 多数の場合は任意の複数名の調査
・ 検査対象の面接指導対象医師が多数の場合は、対象者の一覧から検査する複数名の対象者、年月を指定して検査を行うことがあります。（例：A医師が100時間以上となった5月分等。）
- ・ 任意の複数名について検査する場合、面接指導対象医師の背景に偏りが生じないようにする観点から、「診療科」、「対象年月」、「特定対象医師（特定臨床研修医を含む）か否か」等を確認して検査対象を決定する場合があるため、資料に予め記載するか、回答できるように準備することとなります。
- 令和6年度の対応
・ 令和6年度の立入検査の実施に当たっては、直近1年分ではなく、令和6年4月以降における月別の時間外・休日労働時間数がかかる資料を求める等、施行初年度であることを鑑みた対応となることと想定されています。

年月	所属	役職	氏名	超勤
202404	呼吸器内科	医員	〇〇〇〇	115
202404	循環器内科	副院長	〇〇〇〇	108.5
202404	循環器内科	専攻医	〇〇〇〇	109
202406	循環器内科	研修医	〇〇〇〇	100.5
202406	小児科	研修医	〇〇〇〇	101
202406	心臓血管外科	専攻医	〇〇〇〇	119.35
202407	心臓血管外科	部長	〇〇〇〇	110.63
202408	心臓血管外科	医長	〇〇〇〇	102.28
202409	消化器外科	専攻医	〇〇〇〇	103
202409	整形外科	専攻医	〇〇〇〇	152.33
202410	心臓血管外科	専攻医	〇〇〇〇	105.5
202410	整形外科	専攻医	〇〇〇〇	136.41
202410	外科	研修医	〇〇〇〇	101.5
202410	呼吸器内科	専攻医	〇〇〇〇	102.95
202411	心臓血管外科	研修医	〇〇〇〇	100.5
202411	整形外科	医長	〇〇〇〇	118.91
202411	脳神経外科	専攻医	〇〇〇〇	111.5

2 就業上の措置

面接指導の就業上の措置の実施状況の確認の概要は以下のとおり。

1 確認事項

時間外・休日労働が月100時間以上となることが見込まれる医師（面接指導対象医師）に対して、医療法上の面接指導が実施されていることを確認の上、面接指導実施医師の意見に基づき、措置の可否や措置の内容について記載された記録があることを確認。

2 確認方法

①面接指導対象医師をリストアップ

医療機関は、「直近1年間における月別の時間外・休日労働時間が100時間以上となった医師の一覧」を提示し、確認対象である面接指導対象医師をリストアップする。

※1 面接指導の実施 と同じ一覧。

②面接指導の就業上の措置の実施を確認

面接指導実施医師の意見に基づき、「措置の可否や措置の内容について記載された記録」があることを確認する。
⇒ 「措置の可否や措置の内容」について記載されていること。

※立入検査を実施する機関より提示を求められます。

補足・留意事項等

- 管理者は、その必要があると認める場合に、適切な就業上の措置を講じなければなりません。
- 具体的措置内容の例は以下のとおり。
 - ・ 就業上の措置は特に指示なし
 - ・ 産業医面談を実施した上で最終判断とするが、産業医面談までは就業上の措置は特に指示なし
 - ・ 慢性睡眠不足の解消のため、当直・連続勤務を制限（〇回/月まで）する
 - ・ 医療機関の受診後の診断書をもって最終判断とするが、それまでは就業内容を〇〇のみとする
 - ・ 人間関係に伴うストレス回避のため、就業場所を変更する（手術室での就業を中止し病棟業務のみ）
 - ・ 心身への健康被害が想定され、就業を制限（時間外労働の制限、就業内容・場所の変更（外来業務のみ等）、就業時間の制限（〇時〇分～〇時〇分まで）等）する等
- 就業上の措置の可否の判断や実施内容の妥当性を確認する趣旨ではなく、面接指導実施医師の意見聴取・要否判断の有無・措置の実施といった法令で規定されている健康確保のための手順が実施されているかという観点で確認。

3 就業上の措置（155時間超の場合）

1 確認事項

時間外・休日労働が月155時間超となった医師について、労働時間の短縮のために必要な措置を講じていることを確認。

2 確認方法

①対象の医師をリストアップ

医療機関は、「直近1年間における月別の時間外・休日労働時間が155時間超となった医師の一覧」を提示し、確認対象である医師をリストアップする。
※立入検査を実施する機関より提示を求められます。

②労働時間短縮のための措置を確認

「労働時間短縮のための必要な措置の内容について、記載された記録」があることを確認する。
⇒ 「措置の内容」について記載されていること。
※立入検査を実施する機関より提示を求められます。

時間外・休日労働が155時間超となった医師の措置について

労働時間短縮のための措置内容	
(管理者)	年 月 日

※上記資料は、法令等で定められた様式ではなく参考にお示ししているものです。様式のレイアウトは医療機関ごとに異なりますので留意下さい。

補足・留意事項等

- 月の時間外・休日労働が155時間を超える場合、管理者は労働時間短縮のために必要な措置を講じなければなりません。労働時間短縮のための措置の内容が記載されていることが必要です。
- 具体的措置内容の例は以下のとおり。
 - ・ 慢性睡眠不足の解消のため、当直・連続勤務を制限（〇回/月まで）する
 - ・ 医療機関の受診後の診断書をもって最終判断とするが、それまでは就業内容を〇〇のみとする
 - ・ 人間関係に伴うストレス回避のため、就業場所を変更する（手術室での就業を中止し病棟業務のみ）
 - ・ 心身への健康被害が想定され、就業を制限（時間外労働の制限、就業内容・場所の変更（外来業務のみ等）、就業時間の制限（〇時〇分～〇時〇分まで）等）する等
- 労働時間短縮のための措置の実施内容の妥当性を確認する趣旨ではなく、法令で規定されている健康確保のための措置が実施されているかという観点で確認してください。

4 勤務間インターバル・代償休息の確保

対象：特定労務管理対象機関

1 確認事項

特定労務管理対象機関の特定対象医師について、勤務間インターバルや代償休息が確保されていることを確認。

2 確認方法

①特定対象医師の名簿の提示

医療機関は、「特定対象医師の名簿」を提示し、立入検査を実施する機関は、当該名簿から確認対象とする複数の医師を指定する。（指定の際、特定臨床研修医がいる場合には特定臨床研修医を含む。）
※立入検査を実施する機関より提示を求められます。

○令和6年度の対応

・ 令和6年度の立入検査の実施に当たっては、直近1年分ではなく令和6年4月以降の月別の時間外・休日労働時間数がかかる資料を求める等、施行初年度であることを鑑みた対応となることと想定されています。

②勤務状況が分かる資料の提示

医療機関は、指定した医師に関し、以下の項目が記載されている勤務状況が分かる資料を提示。

- 勤務予定開始・終了時間、勤務開始・終了時間の実績が記載されていること※。

※兼業・副業先の勤務時間を含む。労働時間に該当しない研さん等の時間は勤務時間に含まない。

- その他、円滑な確認のため以下についても一覧に記載または別途資料を提出すること。

- ・ 宿日直の時間及びそのうち許可あり宿日直の時間
- ・ 勤務間インターバルの確保方法（どのパターンか）
- ・ 勤務間インターバルの確保時間
- ・ 勤務間インターバル中に発生したやむを得ない業務の時間
- ・ 代償休息を確保した日時

※右記資料は、立入検査の実施方法を説明するため、多くの事例を盛り込んだ資料となっており、特定臨床研修医と特定臨床研修医以外の勤務状況が混在している等、架空の勤務状況の資料となっております。

特定対象医師の名簿

特定対象医師一覧

起算日：令和6年4月1日

特別水準	診療科	医師氏名	延長することができる時間数（法定労働時間を超える時間数）
B水準	〇〇科	〇〇〇〇	1000時間
B水準	〇〇科	〇〇〇〇	1200時間
B水準	〇〇科	〇〇〇〇	1200時間
連携B水準	〇〇科	〇〇〇〇	800時間
連携B水準	〇〇科	〇〇〇〇	870時間
C水準	臨床研修医	〇〇〇〇	1100時間
C水準	〇〇科	〇〇〇〇	1200時間
C水準	〇〇科	〇〇〇〇	1200時間
...

※上記資料は、法令等で定められた様式ではなく参考にお示ししているものです。様式のレイアウトは医療機関ごとに異なりますので留意下さい。

勤務状況が分かる資料（イメージ）

③勤務間インターバル・代償休息の確保状況を確認する

勤務状況が分かる資料を確認し、指定した医師について勤務間インターバル・代償休息の確保状況を確認する。 ※立入検査を実施する機関より提示を求められます。